

職業安定分科会(第 210 回)	資料3
令和7年1月 23 日	

同一労働同一賃金部会の開催について

同一労働同一賃金部会の開催について

1 趣旨

- パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法については、平成30年働き方改革関連法により、同一労働同一賃金に関する規定が整備され、令和7年で施行後5年を迎える。改正法附則の見直し検討規定に基づき、施行状況について検討を加える必要がある。
- また、非正規雇用労働者に関しては、各種政府決定文書等において、正社員転換等の支援に更に取り組んでいくことや、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、多様な正社員や、無期雇用フルタイム労働者にも同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことを検討することが求められている。
- こうした状況を受け、同一労働同一賃金の施行状況や非正規雇用労働者の現状等を踏まえ、必要な制度の見直しについて検討を行うため、同一労働同一賃金部会を開催する。

2 検討事項（案）

- 同一労働同一賃金部会においては、以下の事項について、検討することとする。
 - ① 平成30年働き方改革関連法による改正後パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の規定について
 - ・均等・均衡待遇規定
 - ・説明義務
 - ・行政ADR等
 - ② 同一労働同一賃金ガイドラインについて
 - ③ 非正規雇用労働者に対する支援等について（正社員転換等のキャリアアップ、無期雇用フルタイム労働者への同一労働同一賃金ガイドラインの考え方の波及等）
- 上記のほか、パートタイム・有期雇用労働法第5条の規定に基づき定められている「短時間・有期雇用労働者対策基本方針」（運営期間：令和2～6年度）について、令和6年度末で期限を迎えることから、検討が必要となる。

これについては、上記①～③に係る同一労働同一賃金部会での議論を踏まえ、雇用環境・均等分科会においてご議論いただく予定。

進め方・スケジュール（案）

<令和7年>

2月 同一労働同一賃金部会で議論開始

～3月頃 労使関係団体、有識者等からのヒアリング

以降 個別の論点について順次検討

- 改正後パートタイム・有期雇用労働法・労働者派遣法の規定について
 - ・ 同一労働同一賃金
 - ・ 説明義務
 - ・ 行政 ADR 等
- 同一労働同一賃金ガイドラインについて
- 非正規雇用労働者に対する支援等について
(正社員転換等のキャリアアップ、無期雇用フルタイム労働者への同一労働同一賃金ガイドラインの考え方の波及等)